

二 會社側ハ従業員ノ解雇手續トシテ各解雇者ニ左通り支給ス
 勤続六ヶ月以上六日給、三十日分
 一 一一年以上六ヶ月未満ニ毎二日分加算支給ス
 三 會社ハ前項ノ外賤別トシテ各解雇者ニ對シ日給四十五日分ヲ贈與スルコト
 四 會社ニ於テ營業開始ノ場合ハ文障ナキ限り今因解雇シテ
 従業員ヲ優先使用スルコト
 五 會社ハ全従業員ニ對シ十月分ノ給料ヲ支給スルコト
 六 従業員中福澤春之助ハ勤続一ヶ月半ナルニテ十月分ノ給料
 支給スルコト

右及申(通)報假也

以上



事務

労働

組合

事務

組合

事務

組合

事務

組合

事務

組合

事務

組合

事務

組合

渡辺商船株式会社

労働部

所在地 北海道函館市東路町一五

代表者 渡辺 甲彦九 若益九 兼組長 三五名

代表者 渡辺 三五名

労働部 函館市函館区函館

北海道労働組合

日本労働組合連合会

代表者 渡辺 一五三十一日

代表者 渡辺 二五三二日

代表者 渡辺 一五三一日

2. 21

4. 14

(協同會労働課)